

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立のできる雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年5月1日～2027年4月30日

2. 目標と取組内容・実施期間

<女性活躍推進法に基づく目標>

目標1（職場生活に関する機会の提供に関する目標）

全社員に占める女性の割合を20%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・2024年5月～ 技術職の女性の応募を増やすため、積極的に広報を行う。
- ・2025年10月～ 仕事と育児の両立を支援するため、管理職に対して育児関連制度の周知と意識啓発を実施する。

<次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

目標2

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育児取得」をめざし、計画期間内
に、男性社員の育児休業取得率20%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・2024年5月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- ・2025年10月～ 育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度導入

目標3

子どもが保護者である社員の働いている所を見ることのできる職場見学会を実施する。

<実施時期・取組内容>

- ・2024年5月～ 実施内容について検討を開始する。
- ・2025年5月～ 「第1回 職場見学会」の実施
- ・2025年7月～ 社員へのアンケートを実施し、次回企画に向けての検討を行う。